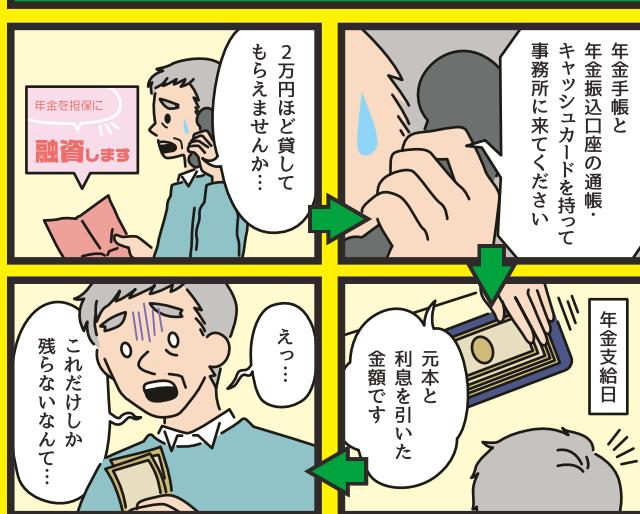


年金担保融資



年金受給権を担保とした融資は法律によって独立行政法人福祉医療機構のみ実施することが認められています(2022年3月末に新規申込の受付終了)。生活資金等でお困りの方は、お住まいの地域の自立相談支援機関や社会福祉協議会にご相談ください。

後払い(ツケ払い)現金化



期日に購入代金が支払えないと悪質な取り立てを受けることがあります。別の業者を利用して支払いに充てているうちに債務が膨らんでしまったといったトラブルも発生しています。

被害に遭わないために

- 甘いキャッチフレーズは怪しいと思う
- うまい話はまず疑ってみる
- おかしいと思ったら信頼できる人(機関)にすぐ相談

困ったときは 一人で悩まずにすぐ相談を!!

「日本貸金業協会」「消費者ホットライン188」「警察#9110」などにすぐに相談してください。

間もなく成人する皆さんへ

未成年者取消権がなくなることから、成人したばかりの若年者は悪質業者に狙われやすいと言われています。成年年齢引き下げ(2022年4月施行)によって、社会経験の少ない18歳・19歳の方たちは特に格好のターゲットになると考えられます。他人事と思わず、十分に注意してください。

公正中立な立場から、
相談・紛争解決窓口 0570-051-051
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.j-fsa.or.jp>

日本貸金業協会は、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的に、2007年12月に内閣総理大臣の認可により、貸金業界の自主規制機関として設立されました。



この資料へのご意見・お問い合わせは…

日本貸金業協会 教育研修部消費者啓発課
〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル3階
Tel. 03-5739-3018 / E-mail. kouhou@j-fsa.jp



悪質な金融業者にご注意!

法外な利息や手数料を要求するヤミ金融業者や悪質な金融業者などによる被害が後を絶ちません。自らの現金を得るために安易に接触してしまうと、思わぬトラブルに巻き込まれるおそれがあります。「おかしいな?」「変だな?」と思ったらすぐに相談を。被害に遭ってからでは遅いのです。

給与ファクタリング



#個人間融資



融資保証金詐欺



携帯電話買取詐欺



情報商材トラブル(マルチ商法)



貸金業登録を受けずに個人間融資や給与ファクタリングを業として行うものは「ヤミ金融」です。お金を借りるときは、相手が財務局長または都道府県知事の登録を受けているかどうか必ず確認してください。登録業者かどうかは日本貸金業協会の「貸金業相談・紛争解決センター(TEL0570-051-051)」で確認できます。

個人向けの融資に当たって保証金を騙し取る事例のほか、事業資金の貸し付けを装い現金や小切手などを騙し取る事例もあります。正規の貸金業者が融資を前提に金銭の支払いを要求することはあります。

送付した携帯電話が犯罪に悪用されるおそれがあるほか、分割払いでの購入した端末代金等の支払い義務は契約した本人にあるため、支払いが滞ると個人信用情報機関に延滞情報が登録され、ローンやクレジットが利用できなくなることがあります。

紹介料目当てに友人などを巻き込み、さらなるトラブルに発展するケースも少なくありません。リスクのない投資はありません。「絶対にもうかる」という甘い誘いには十分注意してください。